

# 20歳になったら 「国民年金」に加入します

国民年金はやがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような万が一に備え、みんなで保険料を出し合い、互いを支え合う制度です。

問 住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112



## Q 国民年金に加入するには どうすればいい？

**A** 加入手続きは不要で、20歳になったら自動的に加入となります。ただし、令和元年9月30日までに20歳の誕生日を迎えた人は、加入手続きが必要です。**住民課国保・年金係**、または**久留米年金事務所**でご加入ください。



## Q 毎月いくら保険料を 納付すればいいの？

**A** 定額保険料は**月額 16,410円**です。これに加え月額400円の付加保険料を納付すると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。加算される付加年金額は、年間「200円×(納付月数)」です。

【例】10年間付加保険料を納付した場合

10年間での納付額は  
 $400円 \times 120月 = 48,000円$   
1年間に加算される付加年金額は  
 $200円 \times 120月 = 24,000円$

↓  
2年間以上の受給で納付額を上回る



## Q 毎月 16,410円払えない…… どうすればいい？

**A** 所得が少ない50歳未満の人や、所得のない学生は、本人の申請により納付を猶予することができます（**納付猶予制度**、**学生納付特例制度**）。**住民課国保・年金係**、または**久留米年金事務所**で申請できます。

学生納付特例制度を申請する場合は、在学証明書（または学生証の写し）が必要です。

## Q 納付猶予制度と学生納付特例制度に ついて詳しく知りたいのですが……

**A** 保険料を納めることが難しい人が、将来年金を受給できなかったり、不測の事態で障害・遺族基礎年金を受給できなかったりすることを防ぐ制度です。事前に申請すると、納付を猶予することができます。

- 50歳未満の人は本人と配偶者の所得を審査します
- 学生は本人の所得のみで審査します（世帯主の所得は審査対象外）
- 猶予期間中の不測の事態（障がいや死亡など）でも、障害・遺族基礎年金を受け取れます
- 猶予期間は将来受ける年金の受給期間に算入されますが、年金額には反映されません
- 猶予期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納付できます

## 町民税や所得税など

# 税の申告はお早めに

町民税・県民税や国民健康保険税の申告、所得税の申告（確定申告）の時期になりました。期限内に必ず申告しましょう。



## 保険税などの納付額通知書

国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象となります。確定申告で「納付額通知書」が必要な場合は、各窓口で発行をお申し出ください。役場で申告する人、年金天引きだけで納付した人などは発行する必要はありません。

- ▶対象 上記の保険税などを、納付書や口座振替で納付した人
- ▶発行窓口 【国民健康保険税】税務課納税係 ☎ 0943-32-1114 【介護保険料】福祉課高齢者支援係 ☎ 0943-32-1113 【後期高齢者医療保険料】住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112
- ▶必要なもの
  - ・本人確認書類（運転免許証など）
  - ・委任状（別世帯の場合）

2月初旬、町民税と国民健康保険税の申告が必要とされる人へ、申告書を発送します。以下に当てはまる人も申告する必要があるため、ご注意ください。

町内に居住する家族から扶養を受けていることが確認できる場合、申告は不要です。

### 収入が少額・収入がない

平成31年1月～令和元年12月のすべての収入を申告する必要があります。農地の貸し付けによる収入など、少額であっても申告が必要です。

収入がない場合も、そのことを申告しないと、

・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの軽減措置が受けられない

・奨学金の申請などに必要な「所得（課税）証明書」が発行できない  
など、各種行政サービスが受けられないことがあります。

### 申告書が届かない

申告書は、前年の課税状況などをもとに、申告が必要と思われる人へ発送します。申

告書が届かないからといって、申告が不要というわけではありません。

申告が必要な人で申告書が届かない場合は、税務課課税係へお問い合わせください。

広川町のホームページからダウンロードし、ご利用いただくことも可能です。

### 個人年金がある

「雑所得」として確定申告、町民税の申告が必要です。税務調査などで、申告期限以降に所得が判明した場合は、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定に影響することがあります。

### 税務課課税係

☎ 0943-32-1114

## 八女税務署からのお知らせ

### 八女伝統工芸館でも 確定申告を受け付けます

- ▶期間 2月17日(月)～3月16日(月)
- ▶申告期限・納期限 【所得税・贈与税】3月16日(月) 【個人事業者の消費税・地方消費税】3月31日(火)

### パソコンやスマホで 申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して税務署などへ提出したり、e-Taxで送信したり（利用に制限あり）することができます。

e-Taxで送信する場合、源泉徴収票などの添付は必要ありません。

### 申告にはマイナンバーが必要です

確定申告書には、申告者本人と扶養親族などのマイナンバーを記載する必要があります。また、申告者の「マイナンバーカード」または「通知カード+運転免許証や被保険者証など」の提示（写し）が必要です。

### 消費税の申告は区分経理を

昨年10月1日から、一部商品に軽減税率が適用されるようになりました。対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者は、区分経理をした帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」を作成する必要があります。

☎ 八女税務署 ☎ 0943-23-5191